

布野中学校生徒指導規程

第1章 総則

第1条 (目的)

第2章 指導内容について

1 学校生活に関する事

第2条 (登下校)

第3条 (登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第4条 (頭髪)

第5条 (化粧・装飾・装身具・不要物)

第6条 (指導・身なり等)

2 校内の生活に関する事

第7条 (校内の生活に関する事)

3 校外の生活に関する事

第8条 (校外の生活に関する事)

第3章 特別な指導に関する事

(特別な指導)

第9条 (問題行動への特別な指導)

第10条 (反省指導等)

第11条 (反省指導の実施)

第12条 (反省指導の期間)

第13条 (特別な指導を実施するにあたって)

第14条 (関係機関との連携)

第15条 (規程の周知)

布野中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立布野中学校（以下本校という）で学校教育を受ける生徒の人格の完成をめざすとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しをもった指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

□ 教育目標

「自信と安心」

自らとふるさとに誇りをもち、仲間とともに、

夢や志に向けて主体的に活動する生徒の育成

□ めざす生徒像

- 夢や目標の実現に向けて努力・挑戦する生徒（学力・意欲）
- 仲間と協働できる生徒（社会性）
- 自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動できる生徒（主体性）
- ふるさとを誇りに思い、社会に貢献する生徒（貢献）

□ 育成すべき資質能力

- 生きて働く知識と技能
- コミュニケーション能力
- 主体性
- 自らへの自信

（目的）

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。めざす生徒像を実現するために、生徒に自主・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通ルールを守り、登下校する。

また、自転車通学違反については、特別な指導を行う。違反を繰り返す場合は、自転車通学許可を取り消すこともある。

- （1） 徒歩通学では、歩道でのマナーを守り、届け出ている通学路を通る。
- （2） 自転車通学は、学校が自転車通学を許可した生徒のみとする。自転車通学者に対しては自転車通学証明書を発行する。
- （3） スクールバス、JR等公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

【自転車通学許可条件】

- ・ 自宅から本校までの通学距離が片道2 km以上あること。
- ・ 下記の【自転車通学に関する規則】を遵守すること。

【自転車通学に関する規則】

- 1 ヘルメットを着用する。ヘルメットには名前を明記する。
- 2 自転車は、指定場所にきちんと置き、下校時まで移動させない。
- 3 年に1回の車体検査を受け（学校で実施）、整備された自転車に乗る。
- 4 自転車に名前を明記する。
- 5 交通規則（道路交通法および交通マナー）を守り、正しい乗り方をする。
 - (1) 道路の左側または自転車の通行が許可された歩道を走行する。
 - (2) 二人乗り運転・傘差し運転・並進をしない。
 - (3) 夕方暗くなり始めたら早めにライトを点灯する。
 - (4) 改造した自転車を使用しない。
 - (5) 危険な乗り方をしない。
- 6 冬季で路面が危険な時は徒歩で通学する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校に関する規程を定める。

- (1) 登校時刻は、8時20分とし、教室に着席する。
- (2) 欠席の場合、8時20分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時20分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の方法（送迎する人や下校手段）を予め学校に連絡する。
- (5) 外出について、原則登校したら、校外にはでない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。(※改善が見られない場合、指導を行う。)

- (1) 髪型
前髪は目にかからないようにする。髪が肩にかかる場合には、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。
リボンは使用しない。(ピンは可能)
- (2) 染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・そりこみ・ツブブロック（一部だけ長い）やアシンメトリー（髪を斜めに切る）等を禁止する。
- (3) 眉毛を剃ることは禁止する。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については次のことを指導する。

※ 違反があった場合、特別な指導を行う。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）・マスカラ等の化粧類を禁止する。
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾を禁止する。
- (3) ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，カラーコンタクト，ミサंगा等をつけることを禁止する。
- (4) 携帯電話や情報通信機器，デジタルカメラ，ゲーム類，化粧品，装飾品等の持ち込みの禁止。
(※ 違反があった場合，学校が預かる。)
- (5) 学校での学習活動等に必要でないものは，原則，持参しない。
(学習活動等に必要なのは教職員に事前に相談し，許可を得る)
- (6) 化粧，ヘアワックス等をつけて登校した場合，落としてから教室へ上がらせる。
また，(3)～(5)の不要物の違反があった場合は，学校が預かり，原則として保護者に返す。

(指導・身なり等)

第6条 制服等，身なりについては，次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は，学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

(1) 制服

(I) 冬季

- ①本校指定のブレザーと指定のネクタイ・リボンを着用する。
- ②カッターシャツ・ブラウス・下着等は必ずズボン・スカートの中に入れ，ズボンにはベルトを着用する。(腰パンは認めない。)
- ③スカート丈は，膝が隠れる程度の長さとする。

(II) 夏季

- ①本校指定のカッターシャツ・ブラウスを着用し，ネクタイ・リボンは着用しない。
白のポロシャツ・開襟シャツは可とする。
- ②カッターシャツ・ブラウスの下に着用するものは，原則，白で柄やデザインが入っていないシャツを基本とする。
- ③その他は冬季に準ずる。

(2) 靴下

ア 靴下は紺色か白色または黒色の無地のもの（ワンポイントは可）とする。くるぶし丈のソックスはフォーマルな場（学校，社会）の身だしなみにはふさわしくないので禁止とする。
(但し，休日の部活動時には紺色か白色または黒色の無地のくるぶしソックスは許可する)

(3) 通学靴・上履き

ア 通学靴は，ローカットで白色の運動靴とする。(ワンポイントやラインは不可)
イ 雨天・降雪時は長靴やスノーブーツを使用してもよい。
ウ 上履きは，R5年度から学校指定のシューズを着用する。体育館では，専用のシューズを使用する。2，3年生は，新しいものを買う時は，シューズを購入する。※ かかとを踏まない。

(4) ウインドブレーカー等防寒着

- ア 冬季は、制服の上にウインドブレーカー、マフラー等(華美でないもの)を使用してもよい。原則、防寒着は校舎内で着用しない。ただし、校内での着用は、その措置が必要と認められるとき、着用可とする。
- イ 防寒対策のため、冬季の間に限り、ズボンやスカートの下にタイツをはくことを認める。ただし、色は黒とする。

(5) 制服移行期間中における着こなしについて

- ア 制服移行期間中の服装は以下の通りとする。
 - ①夏服(白のカッターシャツ, 白のポロシャツ)
 - ②冬服
 - ③長袖カッターシャツ※ネクタイ, リボンの着用はしても, しなくても良い。
- イ 長袖カッターシャツでネクタイ・リボンをつけずに過ごす際は, 一番上のボタンは外して良い。それ以外のボタンはきちんと止めておくこと。
- ウ 暑い場合は長袖シャツを腕まくりすることを認める。ただし, 腕まくりをするときは袖を折るなどし, ボタンを外すだけなどのだらしない服装は認めない。
- エ 半袖カッターシャツの上にブレザーを羽織ることは認めない。
- オ 冬服で登校し, 途中でブレザーを脱いだ場合, 脱いだブレザーは必ず持ち帰ること。
- カ 上記アの服装での登下校も認める。

2 校内の生活に関すること

第7条 校内の生活について, 次のことを指導する。

(1) 授業や部活動

- ア 自分の持ち物には, 必ず記名する。
- イ 時間を守る。
- ウ 授業時の挨拶, 返事, 言葉使いを大切にする。
- エ 学習のきまりを守る(別途定める)。

(2) 休息时间

- ア 学校の外や, 施錠してある立ち入り禁止場所には行かない。
- イ 校内放送は静かに聞く。
- ウ 特別教室や他の教室には, 勝手に入らない。
- エ 廊下等, 校内を走らない。
- オ 学校の施設や道具, 草花や樹木, 飼育動物等を大切にする。
- カ 整理整頓をする。(靴箱, 机, ロッカー, 更衣室, 掃除道具入れ, 掲示物等)

(3) 情報端末機器(iPad)の利用について

- ア 学校で貸し出すタブレットは, 学習活動のために使う。
- イ iPadを他人に貸したり, 使わせたりしない。
- ウ 各機能・サービスを利用するためのアカウントやパスワードは, 個人で管理し, 紛失しないようにする。
- エ 自分や他人の個人情報(名前や住所, 電話番号など), 他人を誹謗中傷する内容をインターネ

ット上に上げない。

オ カメラで撮影する際は、勝手に他人のことを撮らない。

カ iPad で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で教員の許可したもののみ保存する。

キ デスクトップのアイコンの並びや位置、背景の画像、色などの設定を許可なく変更しない。

(4) 保健室利用

ア 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、原則、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。

イ 度重なる保健室利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。

ウ 虐待の疑いがある場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。

※ 虐待：身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトが疑われる場合。

※ 保護者としての監護を著しく怠る等が疑われる場合。

(5) 給食

衛生面（エプロン・マスク・三角巾の着用・手指消毒）等に注意して給食準備を行う。

(6) 掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(7) 教育相談

学校は、生徒、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。

(8) その他

ア 休日に忘れ物をして学校に行く場合は、制服で登校する。

イ 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず校外に移動しない場合、関係機関等と連携する。

ウ 学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関等と連携する。

エ ケガや体調不良で、保護者に送迎をしてもらう場合は、学校の正門や地域住民の迷惑になる場所で乗降しない。

3 校外での生活に関すること

第8条 校外の生活について、次のことを指導する。

(1) 生徒だけでの市外への外出

(2) 生徒だけでの飲食店、娯楽施設への入店（ファミリーレストラン、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等）

(3) 生徒だけでの外泊や夜間徘徊禁止

ア 保護者は、夜間生徒を外出させないようにする。（午後11時から翌日午前4時までの時間夜間範囲は、補導の対象となる。）

イ 保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

(4) 情報通信機器

ア 三次市は、学校への携帯電話の持込みを禁止している。携帯電話・スマートフォン等でのトラブルが生じた場合、必要に応じて関係機関（警察）等と連携を図る。

イ 学校から貸与している iPad については、本規程第7条（3）にあるルールを守って使用させる。また、学校外で使用中に破損等があった場合は、学校へ連絡を入れるようにする。

(5) 酒・タバコ類の購入

ア 保護者は、酒・タバコ類を生徒に購入させないようにする。

(6) 危険箇所への立入り

ア 保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池、川等危険が予想される場所に生徒が立入らせないようにする。

(7) 交通違反

ア 道路交通法に違反させないようにする。

第3章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、生徒が起こした問題行動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるように指導する。

（問題行動への特別な指導）

第9条 問題行動への指導として、問題行動を起こした生徒に、教育上必要と認められ場合は、「特別な指導」を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し、指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

ア 窃盗・万引き・占有物離脱横領

イ 喫煙・飲酒

ウ 暴力・威圧・強要行為

エ 公共建造物・備品等器物損壊

オ 交通違反

カ 性に関するもの

キ 薬物等乱用

ク 刃物等所持

ケ その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

ア 暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物損壊）

※ 相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

イ 喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）

ウ いじめ

定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

『「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。』

- エ 登校後の無断外出・無断早退
- オ 指導に従わない
(授業妨害行為、指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き等)
- カ 携帯電話・スマートフォン等の持込み
- キ 学習等に必要のない不要物の持込み
- ク 不正行為(テスト等のカンニング等)
- ケ 家出及び深夜徘徊
- コ 金品強要
- サ 無免許運転及び同乗
- シ 無断アルバイト
- ス 暴走族等、関係団体への加入及び参加
- セ 不健全娯楽や不純異性交遊
- ソ 情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- タ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導等)

第10条 特別な指導のうち、反省指導は、次の通りとする。但し、発達段階に配慮するとともに、常習等も考慮し、指導を行う。

- (1) 説諭による指導
 - ア 口頭による説諭指導
- (2) 学校反省指導
 - ア 別室による反省指導
 - イ 授業観察による反省指導
 - ウ 奉仕作業による反省指導
 - エ 教育相談(スクールカウンセラーやこども応援センター等)と反省指導を複合した指導
 - オ 保護者来校による授業観察指導
 - カ 学校と保護者による協議

(反省指導の実施)

第11条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

- (1) 反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活(授業等)で行う「授業反省指導等」の2段階がある。
 - ア 反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。
 - イ 反省指導期間中にある学校行事や学年行事、生徒会行事、部活動等へは、原則、参加できない。但し、別途協議する場合がある。

(反省指導の期間)

第12条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日間とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。但し、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等の状況により指導期間を変更することがある。

(特別な指導を実施するにあたって)

第13条 特別な指導の実施に当たっては、次の事項を明確にする。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な事や展望をもたせる。
- (2) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員で確認する。
- (3) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、また、指導が繰り返される場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。
- (4) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして行う。また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

(関係機関との連携)

第14条 問題行動が発生したとき、学校から保護者に連絡し、学校と保護者が協力して問題解決に取り組む。また、暴力行為、器物破損、授業妨害、触法行為や喫煙、火気に関する問題等について、必要に応じて関係機関等と連携する。

(規程の周知)

第15条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、学校懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。

附則 毎年、年度末に生徒指導規程の見直しを行う。